

指定短期入所生活介護（ショートステイ）利用契約書

_____（以下「契約者」という）と社会福祉法人徳泉会（以下「事業者」という）は、契約者がショートステイ東野の家（以下「事業所」という）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

なお、契約者は、事業者に対し、本件契約に際して、契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業社員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。また、事業者は、契約者が反社会的勢力の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という）は、別紙「介護予防・短期入所生活介護 重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の利用期間は、契約締結時の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日を以て契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但書と同様の取扱いとします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に説明し、同意を得た上で決

定するものとします。

4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の対象限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は食費及び居住費、特別な食事、理美容サービス、貴重品管理、レクレーション・クラブ活動材料費、複写物の交付等、重要事項説明書に記載のあるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という）の限度において、契約者に代って市町村から支払いを受けます。

2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分；通常はサービス利用料金の1割。ただし、一定以上の所得のある方は2割乃至3割負担）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

4 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

- 5 契約者は、前 4 項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後、1 か月毎に計算し翌月の 20 日までに当事業者が定める方法で支払うものとします。

第 8 条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、第 6 条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者へ支払う場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第 6 条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に契約者は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項(原状回復の義務) その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第 4 項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 9 条 (利用料金の変更)

- 1 第 7 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、事業者は該当サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 7 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をした上で、該当サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速

やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとしてします。

第 11 条 (守秘義務)

- 1 事業所及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしてします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとしてします。

第四章 契約者の義務

第 12 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地を、その本来の用途に従って利用するものとしてします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとしてします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとしてします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしてします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしてします。

第 13 条 (契約者の禁止行為)

契約者は、事業所内で以下の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為（宗教活動・政治活動・営利活動・暴力行為・騒音行為 等）を行なうこと
- (3) ペット及び刃物などの持ち込み

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第 14 条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとしてします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしてします。

第 15 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号

に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったときにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に事業者は、契約者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いの請求ができるものとします。

第六章 契約の終了

第 17 条（契約の終了事由、契約の終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
 - (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (5) 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
 - (6) 契約者が死亡した場合
- 2 事業者は、前項第 2 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入院した場合
 - (3) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 19 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- (2) 契約者による、第 7 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者が、反社会的勢力と判明した場合

第 21 条（精算）

第 17 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 22 条（身元引受人）

身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責に任じます。

第 23 条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に死亡した場合、又は心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者をあらかじめ身元引受人と定め、本契約における契約者の権利義務に係る事務処理などについて、これを委任することに同意します。

記

身元引受人	
住 所	連絡先 ()
氏名	続 柄

第七章 その他

第 24 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等から苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者、立会人が記名捺印のうえ、契約者及び事業者が各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

（事業者） 事業者名 社会福祉法人 徳泉会
事業所名 ショートステイ 東野の家
所在地 茨城県水戸市東野町 215-1
代表者 理事長 鬼 澤 紘 一 印

（契約者） ご住所 _____
ご氏名 _____ 印
電話番号 _____

（身元引受人） ご住所 _____
ご氏名 _____ 印
電話番号 _____

契約者が署名できないため、本人の意思を確認のうえ私が代って署名を代行します。

（署名代行者） ご住所 _____
ご氏名 _____ 契約者との関係 _____